日 調 連 発 第 4 号
平 成 2 8 年 4 月 5 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則等の一部を改正する省令について（参考）

標記の省令(平成 28 年 3 月 24 日法務省令第 12 号)が定められ、官報に掲載されておりますので、参考までにお知らせします。

なお、インターネット版「官報」のＵＲＬは、下記のとおりです。

記

URL：https://kanpou.npb.go.jp/20160324/20160324g00066/20160324g000660000f.html

平成 28 年 3 月 24 日　号外第 66 号

【参考資料】

不動産登記規則等の一部を改正する省令案　新旧対照条文

不動産登記規則等の一部を改正する省令案　新旧対照条文

目　次

一　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）……1
二　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）……10
三　立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）……12

一　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（地図等の訂正） 第十六条　（略） 2～4　（略） 5　第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 一・二　（略） 三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報） 6～15　（略）	（地図等の訂正） 第十六条　（同上） 2～4　（同上） 5　第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 一・二　（同上） 三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報） 6～15　（同上）
（帳簿） 第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～十三　（略） 十四　筆界特定受付等記録簿 十五　筆界特定事務日記帳	（帳簿） 第十八条　登記所には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～十三　（同上） （新設）

十六　筆界特定関係簿
十七　筆界特定関係事務日記帳
十八　閉鎖土地図面つづり込み帳
十九　閉鎖地役権図面つづり込み帳
二十　閉鎖建物図面つづり込み帳
二十一　登記簿保存簿
二十二　登記関係帳簿保存簿
二十三　地図保存簿
二十四　建物所在図保存簿
二十五　登記識別情報通知書交付簿
二十六　登記事務日記帳
二十七　登記事項証明書等用紙管理簿
二十八　登録免許税関係書類つづり込み帳
二十九　再使用証明申出書類つづり込み帳
三十　不正登記防止申出書類つづり込み帳
三十一　土地価格通知書つづり込み帳
三十二　建物価格通知書つづり込み帳
三十三　諸表つづり込み帳
三十四　雑書つづり込み帳

（土地図面つづり込み帳等）

第二十条　（略）

2・3　（略）

4　閉鎖土地図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の土地所在図及び地積測量図をつづり込むものとする。

（土地図面つづり込み帳）

第二十条　（同上）

2・3　（同上）

（新設）

（地役権図面つづり込み帳等）

第二十一条　（略）

2　（略）

3　閉鎖地役権図面つづり込み帳には、第八十七条第一項の規定により閉鎖した第一項の地役権図面をつづり込むものとする。

（建物図面つづり込み帳等）

第二十二条　（略）

2　（略）

3　閉鎖建物図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の建物図面及び各階平面図をつづり込むものとする。

（筆界特定書つづり込み帳等）

第二十七条の二　（略）

2　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。

一　筆界特定受付等記録簿　筆界特定の申請の受付の年月日その他の必要な事項

二　筆界特定事務日記帳　筆界特定受付等記録簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項

三　筆界特定関係簿　対象土地の所在地を管轄する登記所における筆界特定申請書の提出の年月日その他の必要な事項

四　筆界特定関係事務日記帳　前号の登記所における筆界特定関係簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項

（登記簿保存簿等）

（地役権図面つづり込み帳）

第二十一条　（同上）

2　（同上）

（新設）

（建物図面つづり込み帳）

第二十二条　（同上）

2　（同上）

（新設）

（筆界特定書つづり込み帳）

第二十七条の二　（同上）

（新設）

第二十七条の三　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。

一　登記簿保存簿　登記記録の保存状況

二　登記関係帳簿保存簿　登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況

三　地図保存簿又は建物所在図保存簿　地図等（閉鎖したものを含む。）の保存状況

四　登記識別情報通知書交付簿　登記識別情報を記載した書面を交付する方法により登記識別情報を通知した旨その他の必要な事項

五　登記事務日記帳　受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項

六　登記事項証明書等用紙管理簿　登記事項証明書、地図等の写し、土地所在図等の写し及び登記識別情報を記載した書面の作成に使用する用紙の管理に関する事項

（新設）

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の四　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

一　登録免許税関係書類つづり込み帳　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十八条第一項及び第三十一条第一項の通知に関する書類、同条第二項及び第六項の請求に関する書類並びに同条第五項の申出に関する書類

二　再使用証明申出書類つづり込み帳　登録免許税法第三十一条第三項の申出に関する書類

三　不正登記防止申出書類つづり込み帳　登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）からのそれらの者に成りすました者が登記の申請をし

（新設）

	ている旨又はそのおそれがある旨の申出に関する書類
四	土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格通知書つづり込み帳　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十二条の三の通知に関する書類
五	諸表つづり込み帳　登記事件及び登記以外の事件に関する各種の統計表
六	雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

（土地所在図等の副記録）

第二十七条の五　（略）

第二十八条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一	登記簿保存簿、登記関係帳簿保存簿、地図保存簿及び建物所在図保存簿　作成の日から三十年間
二	登記識別情報通知書交付簿、登記事務日記帳及び登記事項証明書等用紙管理簿　作成の年の翌年から一年間
三	登録免許税関係書類つづり込み帳及び再使用証明申出書類つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間
四	不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つづり込み帳及び諸表つづり込み帳　作成の年の翌年から三年間
五	雑書つづり込み帳　作成の年の翌年から一年間

（土地所在図等の副記録）

第二十七条の三　（同上）

（新設）

（申請情報を記録した磁気ディスク）

第五十一条　（略）

2　（略）

3　第一項の磁気ディスクの構造は、日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。

4～10　（略）

（合筆の登記における権利部の記録方法）

第百七条　（略）

2　登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

3　登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

4　登記官は、前項の規定により地役権の登記を移記すべき場合において、乙土地に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の承役地にする地役権の登記があるときは、同項の規定にかかわらず、乙土地の登記記録に甲土地の地番及び甲土地につき同一事項の登記がある旨を記録しなければならない。

5　第百三条第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用

（申請情報を記録した磁気ディスク）

第五十一条　（同上）

2　（同上）

3　第一項の磁気ディスクは、次に掲げる構造のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

4～10　（同上）

（合筆の登記における権利部の記録方法）

第百七条　（同上）

（新設）

2　登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

3　登記官は、前項の規定により地役権の登記を移記すべき場合において、乙土地に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の承役地にする地役権の登記があるときは、前項の規定にかかわらず、乙土地の登記記録に甲土地の地番及び甲土地につき同一事項の登記がある旨を記録し、当該地役権の登記に同項の規定による記録をしなければならない。

4　第百三条第二項から第四項までの規定は、前二項の場合について準用

6　（略）	5　（同上）
（建物の合併の登記における権利部の記録方法） 第百三十四条　第百七条第一項及び第六項の規定は、建物の合併の登記について準用する。 2・3　（略）	（建物の合併の登記における権利部の記録方法） 第百三十四条　第百七条第一項及び第五項の規定は、建物の合併の登記について準用する。 2・3　（同上）
（建物の分割の登記及び附属合併の登記等における権利部の記録方法） 第百三十九条　第百四条第一項から第三項まで並びに第百七条第一項及び第六項の規定は、第百三十五条から前条までの場合における権利部の記録方法について準用する。	（建物の分割の登記及び附属合併の登記等における権利部の記録方法） 第百三十九条　第百四条第一項から第三項まで並びに第百七条第一項及び第五項の規定は、第百三十五条から前条までの場合における権利部の記録方法について準用する。
（登録免許税を納付する場合における申請情報等） 第百八十九条　登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法別表第一第一号(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(十)、(十一)及び(十三)イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。	（登録免許税を納付する場合における申請情報等） 第百八十九条　登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一号(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(十)、(十一)及び(十三)イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。
2～7　（略）	2～7　（同上）
（筆界特定手続記録の保存期間等） 第二百三十五条　（略）	（筆界特定手続記録の保存期間） 第二百三十五条　（同上）
2・3　（略）	2・3　（同上）

第二百三十五条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　筆界特定受付等記録簿及び筆界特定関係簿　作成の年の翌年から三十年間

二　筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳　作成の年の翌年から三年間

附　則

（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条　（略）

2　（略）

3　第三条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第六条、第二十七条の三第一号並びに第二十八条第一号、第四号及び第五号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第六条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、新規則第二十七条の三第一号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と、新規則第二十八条第一号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、「閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、同条第四号及び第五号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、新規則第三十一条第一項中「登記簿」とあるのは「旧登記簿（閉鎖登記簿を含む。）」と、新規則第五十六条第一項中「登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項」とあるのは「登記の目的、申

（新設）

附　則

（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条　（同上）

2　（同上）

3　第三条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第六条並びに第二十八条第一号、第四号及び第五号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第六条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、新規則第二十八条第一号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、「閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、同条第四号及び第五号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、新規則第三十一条第一項中「登記簿」とあるのは「旧登記簿（閉鎖登記簿を含む。）」と、新規則第五十六条第一項中「登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項」とあるのは「登記の目的、申請人の氏名又は名称、申請の受付の年月日及び受付番号」と、新規則第百九十三条の見出し中「登

請人の氏名又は名称、申請の受付の年月日及び受付番号」と、新規則第百九十三条の見出し中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本」と、同条第一項中「登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付」とあるのは「法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定による登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧」と、新規則第百九十三条第一項第四号中「登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第百九十六条第一項各号（同項第一号、第三号及び第四号を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分」とあるのは「登記簿の抄本の交付を請求する場合にあっては、抄本の交付を請求する部分」と、新規則第百九十三条第一項第五号中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本又は抄本」と、新規則第二百二条第一項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。

記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本」と、同条第一項中「登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付」とあるのは「法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定による登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧」と、新規則第百九十三条第一項第四号中「登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第百九十六条第一項各号（同項第一号、第三号及び第四号を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分」とあるのは「登記簿の抄本の交付を請求する場合にあっては、抄本の交付を請求する部分」と、新規則第百九十三条第一項第五号中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本又は抄本」と、新規則第二百二条第一項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。

二　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第二十一条　（略）	第二十一条　（同上）
2　（略）	2　（同上）
3　令第十九条第一項ただし書の規定により支払の登録の抹消を申請する場合には、申請書にその登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないこと又はその清算が結了していることを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付しなければならない。	3　令第十九条第一項ただし書の規定により支払の登録の抹消を申請する場合には、申請書にその登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないこと又は清算が結了していることを証する書面を添付しなければならない。
第二十二条　登記名義人が支払の登録若しくは抹消した登録の回復を申請する場合又は支払の登録を受けた鉱業権者若しくは租鉱権者がその登録の抹消を申請する場合には、申請書にその住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成した印鑑の証明書を添付しなければならない。	第二十二条　登記名義人が支払の登録若しくは抹消した登録の回復を申請する場合又は鉱業権者若しくは租鉱権者が支払の登録の抹消を申請する場合には、その住所地の市町村長又は区長の作成した印鑑の証明書を提出しなければならない。
2　前項の場合において、登記名義人又は支払の登録を受けた鉱業権者若しくは租鉱権者が法人であるときは、申請書にその代表者の印鑑の証明書（登記官が作成するものに限る。）を添付しなければならない。	2　前項の場合において、登記名義人が法人であるときは、その代表者の印鑑の証明書（登記官が作成するものに限る。）を提出しなければならない。
第二十五条の二　第二十二条及び次条において準用する不動産登記令（平	第二十五条の二　第二十二条及び次条において準用する不動産登記令（平

成十六年政令第三百七十九号）第十六条第二項の規定により申請書に添付すべき印鑑の証明書並びに第二十条第一項及び第四項の規定により申請書に添付すべき書面で官庁又は公署の作成に係るものは、その作成後三月以内のものに限る。	成十六年政令第三百七十九号）第十六条第二項の規定により提出すべき印鑑の証明書並びに第二十条第一項及び第四項の規定により申請書に添付すべき書面で官庁又は公署の作成に係るものは、その作成後三月以内のものに限る。

三　立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（合併の登記における登記記録の記録方法） 第二十五条　（略） ２　（略） ３　不動産登記規則第百七条第一項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。	（合併の登記における登記記録の記録方法） 第二十五条　（同上） ２　（同上） ３　不動産登記規則第百七条第一項及び第五項の規定は、第一項の場合について準用する。